

經濟論叢

第 111 卷 第 5・6 号

創業利得と株式資本の水増し……………	高 寺 貞 男	1
資本蓄積と生産関数……………	瀬 地 山 敏	21
資産選択と消費行動……………	古 川 顯	43
日本資本主義確立期における 電力国家政策の形成と都市電気業統制……………	小 桜 義 明	61
経済時系列データにおける集計の効果……………	東 田 啓	84
戦時調達価格と価格統制……………	林 堅 太 郎	95

昭和48年 5・6 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

戦時調達価格と価格統制

—第二次大戦期アメリカの経済動員体制(2)—

林 堅 太 郎

I は じ め に

第二次大戦期アメリカの経済動員をめぐって、鋭く提起された論点の一つは、インフレーションと、生産力の発展または破壊の相互連関の問題であった。このインフレーションと生産力の発展または破壊、の問題は、戦時経済の評価にかかわっているだけでなく、現代の世界経済の発展と循環を理解するうえでも中心的な論点の一つになっている、といっても過言ではないであろう。

アメリカの戦時経済の評価について、戦後になっていくつかの評価がみられたが、小論の問題提起の意味を明確にするためにも、まず、これらの典型的な見解を整理しておくことにしよう。

第一の系譜は、V. パーロ、H. リューマーなどの軍事経済論である。

これらはいづれも、『戦争めあて』の資本主義経済(すなわち、軍需品納入と直接・間接に結びついている経済)は、組織的な合法化された官金私消であり……¹⁾というレーニンの規定を基本に、独占体の国家市場(軍事支出)を通じる寄生の事実を軍事経済の本質としてみる、むしろマルクス主義の定説的な見解である。彼らは、国家に原価加算方式(cost plus fee)の軍需契約、補助金交付、税金の払い戻し、公債発行、生産設備の贈与などを行わせることによって、独占体はこれを「最大限利潤」取得の公然かつ合法的条件に転化せしめている²⁾、と考え、軍事支出を楨桿にした私的独占の国家との癒着によって形成される

1) レーニン、さしせまる破局、それとどう闘うか、『レーニン全集』25巻(大月版、315ページ)。

2) Hyman Lumer, *War Economy and Crisis*, 1954. 小椋広勝訳「戦争経済と恐慌」。

「産軍結合体」の、恒久の軍事経済への志向を現実の詳細な検討によって明らかにした。しかし他方で彼らは、この恒久の軍事経済への志向が、国家財政における経費膨張をもたらし、「どんな国民でもこのような財政的負担を長く背負えば、必らず極度の窮乏に陥り、財政の完全な破綻に直面するようになり」³⁾、そればかりか、この財政危機は通貨増発と赤字公債発行による極度のインフレーションにまで発展し、それは生産力基盤の崩壊に結果せざるを得ない、と結論している。

この点になってくると必ずしもレーニンの先の結論と一致しているとは言えないが、彼らの見解は、「産軍結合体」の形をとった戦時国家独占資本主義の生産関係の維持強化という過程が、生産力基盤、あるいは生産力そのものの崩壊への発展過程へと結びつく、という、一種の、生産力の自動崩壊理論への傾斜をともなっていた。

第二は、ヴァルガの見解である。今述べたバーロ、リューマーらの見解が、「産軍結合体」を中核とした生産関係の維持が生産力の崩壊をもたらすとみているのに対し、ヴァルガは、アメリカの同じ現象の中で、生産力の拡大→生産関係の修正というシェーマを描いている。

彼は、資本主義の存続の危険が昂まる段階、あるいは、必要な軍需品の納入の確保のために全経済の動員を強化する必要が強くなる段階においては、「敗戦をまぬがれるために独占資本の国家は自分の特殊の利益のために戦争の遂行を阻害するような個々の独占体に反対して、ますますすべての独占体の共通の利益のために行動しなければならなくなる」⁴⁾と述べ、個々の独占体が独占総体の利益に従属せしめられると主張した。そればかりか、「資本主義的社会制度の存立が直接の危険にさらされる時期には……国家が全ブルジョアジーの利益の表現者である(傍点ヴァルガ)」⁵⁾と、総資本の利益を優先する国家、をもちだし、総資本の国家独占資本主義像を描いているのである。

3) *Ibid.* 邦訳、12ページ。

4) ヴァルガ「資本主義経済学の諸問題」村田陽一、堀江正規訳、48ページ。

5) *Ibid.* 邦訳、47ページ。

彼は、「合衆国には余剰の生産設備能力があったし、同国の参戦期間はより短かく、その動員した兵力も比較的少なかった」が、「それでももし、独占企業のいかなる特殊の利益にも何らの制限も加えなかったとしたら、物価は法外に騰貴したであろうし、とどまるところを知らないインフレーションがはじまったであろう」⁶⁾と述べ、生産力拡大、インフレ統制のために、国家の組織性が強まり、私的独占の利潤制限が行われ、あたかも独占体間、独占と非独占の競争の本質的契機に、「総資本」の立場からの国家の組織性・計画性による制限、生産関係の修正が生じるかのごとき描写を行なっている。

第三は、ケインズ、ハンセンらの「総需要補償」論であり、彼らは戦争の費用の膨大化現象を積極的に受けとめ、これをむしろ経済政策の手段として導入しようとした。

もちろん、「総需要」論、あるいは、一般的に無駄の制度化、といわれるこの理論は、軍事経済に固有に展開されているものではない。総供給函数をアブリオリに前提する「有効需要」⁷⁾論を基礎にしたこの理論は、政策的には、独占価格を保障したうえで遊休生産力を稼働させるために国家資金の赤字支出による補償を予定する点に共通の特徴をもっている。また経済外からの「最初の衝撃」＝国家資金の投入で経済過程へ波及させ、完全雇傭を達成させる、という意味では、経済過程の自動回復力喪失に対する国家の介入の理論であるともいえよう。

ところが、ケインズ自らも述べているように、平時（ニューディール期）における「投資支出」（政府支出を含めて）は問題にならぬほど不十分なものであった。「……案ずるに資本主義的民主主義国家においては、私の理論を実証するような大実験に必要なだけの規模に支出を計画するのは、戦時でないかぎり、政治的に不可能」⁸⁾のように考えられたのである。すなわち、国家資金の大量撤布、

6) *Ibid.* 邦訳、48ページ。

7) J. M. Keynes, *The General Theory of Employment, Interest and Money*, pp. 23-26.

8) J. M. Keynes, "The United States and the Keynes Plan," *The New Republic*, 29, July 1940, p. 158.

国家信用拡大は、財政通貨危機を介して、「政治的に不可能」になるような抵抗を受けるのであり、戦時の緊張と統制下においてはじめて彼の理論を実証するに足る国家資金放出、国家信用拡大と独占利潤保障が可能だったわけである。

ハンセンは、アメリカ経済という産業的巨人が、1941年から1945年までの五年間に4,500億ドル（1955年価格）の軍需品調達と軍事支出によって市場を提供され前進をはじめただけでなく、この膨大な軍事支出による生産諸資源の浪費にも拘らず、1,000億ドルの民間国内投資、7,900億ドルの消費財生産をもち遂げた、と高く評価し、「戦前にはなかった一つのこと、アメリカ経済の必要とした一つことは充分な総需要であった」⁹⁾と述べている。

しかし均衡論としてのこの「総需要補償」論も、現実の経済動員過程が、謂ゆる国民経済のバランス回復の方向にむかったのであれば一定の説得性をもちうるのであるが、逆に、それが均衡を破壊し、スクラップエンドビルドすることにより、すなわち、産業配置と労働力配置を大きく変え、国内市場開発を貧困化と併存させ、資本の再生産条件の拡大・蓄積基盤の推進に向かっていったのだとすれば、彼らの賞讃とは全く違った結論にたどりつく可能性をもつ。

以上、軍事経済論に典型と思われる理論を簡単に整理したのであるが、それは、①パーロ、リューマーの生産力崩壊説、②ヴァルガの生産関係制限説、③ケインズ、ハンセンの「総需要補償」論、と要約することができるであろう。

小論は、軍事経済化（生産力の発展または破壊をとまなう）とインフレーションに関するこれらの議論をふまえて、第二次大戦時のアメリカの動員の分析の中で、一つの新たな提起を行うことを目的としている。

それは端的にいえば、インフレーションと、一部の生産部門における生産力の発展を含む産業再編成の併行的な進行という事実であり、戦時経済における一方的な生産破壊の結論も、一方的な生産力の発展の主張もいずれも一面的であって説得力を欠くということである。

9) A. H. Hansen, *The American Economy*, 1957, p. 26, 小原敬士・伊東政吉訳「アメリカの経済」33ページ。

私は、すでに前稿¹⁰⁾において、優先制度を中心にした戦時調達統制手段の開発過程を、「行政諸手段による、戦時目的に向けた経済的諸資源の直接的統制・配分問題」として分析したのであるが、そこでは、営業権の国家への集中という事態のなかで、私的所有と商品生産の一般的枠組のもとでの競争が、営業権確保をめざす私的独占の競争として組織されてくること、この具体的契機となったのが、産業報告制度と費用—効果分析に基づく、優先順位による統制手段の開発であること、を考察してきた。

ここでは、この分析を前提に、さらに一步たちいって、戦時における財政負担、赤字公債、インフレーションの進行のなかで、国防調達における「利潤を保障する高価格」の実現と、他方での消費財における低価格の物価統制が産業再編成を促進し、インフレーション下の生産力上昇を実現するメカニズムを制度的にあきらかにしたい。これは、より一般的に言えば、産業構造の戦時編成と物価体系の関連、という問題である。

すなわち、インフレーション下の国家の統制価格体系の発展をとおして、一方では、調達価格体系として独占体に対する差別的な、彼らに高利潤を保障しえる価格制度がしかれ、他方では、軍需優先の立場から、物価統制をつうじる消費財、消費統制が強められてゆく経過を検討していくことである。

前稿が、戦時動員についての資源の流れの問題を素材にしたのに対し、今回は、財政資金の流れによる価格の実現に焦点をあわせて統制手段開発問題を総体的に把握しようと試みている。

それではまず、財政とインフレーションの問題からはじめよう。

II

国防計画が実施される1940年7月から、パールハーバーを契機とする開戦までの17ヶ月間に、早くも、ニューディール期になされた歳出を上まわる217億ドルの連邦歳出が行われ、その中でも国防関係支出は127億ドル(歳出総額の59%)

10) 拙稿、優先制度と戦時統制手段の開発、「経済論叢」第110巻第6号、昭和47年12月。

第1表 連邦政府の財政支出 (単位・億ドル)

	総 計	1940 7.1~	1941	1942	1943	1944	1945 ~8.30
総 計	3367	53	202	578	902	972	660
非国防関係……	323	34	60	54	50	63	62
国防関係……	3044	19	142	524	852	909	598
陸 軍 省	1674	9	73	295	465	492	340
海 軍 省	927	9	42	140	246	296	194
その他 戦時機関	443	1	27	89	141	121	64

(出所) U. S. Treasury Department, *Treasury Bulletin* (Table 6 and 6 B) p. 5. 9.

にのぼった¹¹⁾。以降、第1表にみるように、国防関係支出は倍増を続け、政府はこの捻出のために、毎年増税立法措置を講じるなど、の困難な課題をかかえるにいたった。

戦時財政の肥大化とともに、如何にしてこの戦費を調達すべきであるか、についての論争、すなわち戦費負担の「公平化」¹²⁾の具体的内容をめぐる議論がはじまったが、それは、当初、完全雇傭がもたらされるまでは赤字財政を許すべきである、という見解と、インフレーションの防止のために、強力な課税措置をもって歳入をはかるべきである、という見解の対立、として表面化してきた。

ルーズヴェルトは、1940年1月の予算教書において、緊急国防関係支出は増税によって賄われるべきである、としながらも、消費者の購買力を低下させるような徴税は回避されねばならない、と述べ、この対立に対しては、妥協的な立場をとっている。

1940年第一次歳入法は、この予算教書をもとに議決されるのであるが、その内実は¹³⁾、個人所得税の控除引き下げ(独身1000ドル→800ドル、既婚者2500ドル→

11) Studenski and Kross, *Financial History of the United States*, 1952, p. 437.

12) 戦費負担の「公平化」を求める動きは、すでに第一次大戦からひき続いた経過の中にあった。
H. J. Tobin and Bidwell, *Mobilizing Civilian American*, 1940.

13) Studenski and Kross, *op. cit.*, p. 438.

2000ドル), 附加所得税の税率引き上げ, 法人所得税の税率1%引き上げ, 資本株式税, 贈与税の10%増徴となり, 超過利得税については否決され, 結果的には予算教書の内容を骨抜きにした大衆課税を強化するための法案になってしまった。この歳入法による, 増徴額は直接税6億2,400万ドル, 間接税3億7,000万ドルで, 余り大きいとは言えないが, 明らかにそれは, 「貧者のポケットに手を入れながら, 膨れあがった会社の金庫には手をつけまいとするもの」であった。

この明白な事実からの批判を避けるために, 同年10月には第二歳入法が可決され, 最低25%から最高50%の累進税率による超過利得税の新設, 純所得25,000ドル以上の法人税の19%から24%への引きあげが行われた。ところが, 今度は, 逆に資本の側からの反撥が生じ, 彼らは, 「第一次大戦時の超過利得税の復活により, 産業および産業人は, その活動を阻害されることを極度におそれている」, 「超過利得税は超過政治税である (Excess Profit-Tax is Excess Political-Tax)」, と反対運動を展開した。

その後, 41年, 42年, 43年, 44年と, 毎年歳入法が成立し, 急速な増税立法措置がとられていくのであるが, これをめぐる議会と政府との対立は, まず, 戦費負担に伴う課税措置の中で, 主要には, 超過利得税の重課によるか, あるいは個人所得税の引き上げ, 間接税の重課によるか, という問題として発展していったのである。

しかし, 結果的には, 第2表にみるように, 大衆課税強化は避けられず, そのことは, 例えば1944年歳入法では, 個人所得税控除が500ドルにまで切り下げられ, そのために, 1939年には約4,000万人が個人所得税を支払っていたのにくらべ, 1944年には, 納税義務者が, 新規に700万人以上追加していることをみても明らかである。

もちろん, 独占体, とくに軍需産業独占体に対する超過利得の課税も行われ, 例えば1942年歳入法では, 超過利得の60~90%の税率が課せられたわけであるが, しかし, こちらのほうには, いくつもの抜け穴が用意されていた。その合法的な手段としては, 例えば, 超過利得の規定そのものを自由に操作することによ

第2表 1944年における所得税申告

所得(ドル)	申告数 (千人)	総所得 (億ドル)	税額 (億ドル)	税率 (%)	税額の 比率(%)
500ドル以下	3,452	9			
500— 2,000	20,154	257	18	2-9	11.1
2,000— 3,000	11,302	280	27	9-10	16.6
3,000— 5,000	9,736	362	43	11-14	26.5
5,000— 10,000	1,834	117	20	15-21	12.4
10,000— 25,000	495	78	20	22-34	12.4
25,000—100,000	125	53	24	38-58	14.8
100,000以上	8	15	10	61-76	6.2
計	47,110	1,166	162		100.0

(出所) Bureau of Internal Revenue, *Statistics of Income*, 1944, p. 15. p. 96.

って課税基礎額を引き下げられる。借入資本の利子支払い分は、課税所得計算の時には費用として認めているのに、超過利得税の課税基礎額の算定には、借入資本はその50%を評価し、これと自己資本とを合算して、不当に低い利益率にすることができる。超過利得税の10%の償還を戦後償還、あるいは負債削減信用の形態で認めている。さらには1940年第二歳入法によって、「税の割賦償却金制度 (Tax Amortization)」¹⁴⁾を導入したこと、などがあげられよう。

National Lawyers Guild は、戦時の税立法措置を評して、「アメリカの歴史における最も後退した、非民主主義的な税法の規定」と批判したが、この事態は、超過利得税の存在にもかかわらず、独占の超過利得に対する規制が非常に弱かったことを示している。連邦歳入は、1939年から4年の間に366%の伸びを示すのであるが、そのうち、おおむね大衆課税強化を示す個人所得税は938%の増加であるのに対し、法人所得税と超過利得税の増加は590%にとどまっているのである。

14) これは、拡張ないし新設した生産設備を戦後も保有したい場合、60カ月にわたり償却費として、毎月、建設費の60分の1を売上高から控除し、これを租税に充当することを許可したもので、このことによって、一切の所得税・超過利得税を免除される上に、5カ年間で投資を回収することが可能になった。もちろん、60カ月経たぬうちに戦争が終り、あるいは生産設備が不用になる場合は、それに応じて短縮した期間を基礎に償却費の計算が行われる。

R. E. Smith, *The Army and Economic Mobilization*, 1959, p. 221.

第3表 債務に占める公債の比率、および、国民所得に占める公債費の比率（億ドル）

	国民所得 (A)	公債および 民間債務 (B)	公債発行 (C)	公債総額	公債費 (D)	C/B (%)	D/A (%)
1920	697.0	1339	235	243.0	10.2	17.6	1.46
1940	775.7	1790	369	429.7	10.4	20.6	1.34
41	968.6	2004	478	489.6	11.1	23.9	1.15
42	1215.7	2478	936	724.2	12.6	37.8	1.04
43	1479.3	3028	1470	1367.0	18.1	48.5	1.22
44	1607.0	3617	2050	2010.0	26.1	56.7	1.62

(出所) Simeon E. Leland, "The Government, The Banks and The National Debt," *The Journal of Finance*, Aug. 1946, p. 6. p. 15 より作成。

第4表 国債所有者分布（直接・完全保証債券）（単位億ドル）

	1940	1941	1942	1943	1944	1945
合衆国政府	71	85	105	143	191	249
連邦準備銀行	25	22	27	72	149	218
商業銀行	161	197	260	522	684	842
(小計)	257	304	392	737	1,024	1,309
生命保険会社	65	71	92	131	173	227
相互貯蓄銀行	31	34	39	53	73	96
その他の法人	25	24	54	155	259	309
州・地方政府	4	6	9	15	32	53
個人	103	115	184	317	465	598
総計	485	553	770	1,408	2,026	2,591

(出所) *Statistical Abstract of the U. S. A. 1947*, p. 384 から作成。

増税による戦費調達が困難になると、戦費負担の問題は、課税問題ともからみながらも、公債管理問題として表面化してくる。増税政策とならんで、公債管理政策がその重要性をましてくるわけである。

「ルーズヴェルトは、1943年の予算教書で、1944年1,000億ドルの歳出額のうち、その半分を租税で賄うために、160億ドルの増税が必要である」と議会に要請したが、財政委員会委員長、ジョージ議員は、議会としては、もはや60億ドル以上の増税は無理である、と述べ、この要請を拒絶した¹⁵⁾。

公債法の連年の改正は、公債発行限度額の引き上げを認め、現実にも公債発行は、1940年の480億ドルから、1945年の累積総額2,590億ドルへと急膨張していった。第3表および第4表は、債務に占める公債の比率、国民所得に占める公債費の比率、ならびに公債の所有者別分布を示している。ここからみてとれるのは以下の諸点であろう。

公債発行の急上昇は、1943年にはそれが年間国民所得に等しくなるまでに迫り、戦時経済における公債管理問題をひときわ重大なものにしたこと。財政危機の克服策としてとられるべき公債発行が逆に公債費の急上昇となつてはねかえり、財政危機に新たな Dead Weight を追加したこと。所有者別分布をみると、商業銀行、連邦政府機関、連邦準備銀行の占める比重が高くなってきていること、あるいは、これらの機関への集中が次第に強まっていることである。

大規模な軍需調達に伴う財政危機は、公債発行（政府の借入）の急増によって賄わねばならなくなるのであるが、このことは一方で、財政危機が、これと絡みながらも過度のインフレーション、通貨危機へと発展してゆかざるをえない構造をもつにいたったことを示している。

他方で第4表は、「今や銀行の主要な機能は、連邦政府への金融業務になつた」¹⁵⁾と言われるほど、商業銀行、あるいは一般的には金融資本が、公債政策に深く関与してきたことを示している。

遊休資本の「機能化」、あるいは投資源泉としての公債市場が開発されるとともに、公債管理政策に対する金融資本の「管理」がさらに力強くなってくるのである。これは、独占体が公債所有者に転化する結果、独占体は、貨幣価値

15) 議会とルーズヴェルトとの対立は、彼が、1944年3月の行政命令で、税引後25000ドル以上の俸給所得を禁じると、その最高頂に達した。議会はすぐに行動を起し、Disney Act と呼ばれる添書をつけてこの行政命令を廃止した。この Disney Actは、公債発行限度額を2100億ドルまで認めたものであり、増税政策から公債政策への方向をさらに明瞭に強めたものである、と言える。Studenski and Kross, *op. cit.*, p. 446.

16) Simeon E. Leland, "The Government, The Banks and The National Debt," *The Journal of Finance*, Aug. 1946, p. 8.

1940年12月31日から1945年6月30日までをとると、銀行の貸付は139%の増加であるのに対し、うち、政府証券の所有は、346%の著増を示している。Studenski and Kross, *op. cit.*, p. 7.

の一定限度の維持に関心を示さざるをえないことをも意味し、独占体は一方では、国家市場における官金私消によって財政通貨危機要因を激化させながら、他方では通貨価値の「安定」をもはからねばならぬ、という一見矛盾した傾向をもつのである。(ただし、インフレーションによる利得＝投機が、公債利子の元本の減価を相殺する場合はこの限りではない。)

このようにみれば、公債管理問題は、財政危機、あるいは通貨危機との関連で重要な意味をもつだけでなく、国家を媒介に、これに支えられた資金供給メカニズムを形成し、金融資本の投資源泉としてこれを維持していく対象としても重要性をましてくるわけであった。

このようにみれば、財政危機・通貨危機は、軍需産業独占体が軍需市場を直接に把握することによって、また、金融資本が公信用をつかむことによって、一見すると両者の内部矛盾をひきおこしながら発展するようにみえる。

しかし、このことは、まさにそうみえるのであって、現実には、軍需調達における官金私消の「統制」問題が、国家の調達統制基準の明確化の過程のなかで、軍需独占体間の調達をめぐる競争をもひきおこし、このことが、軍需独占体の経営合理化を促進していくのであって、この意味では、合理化資金としての性格をもあわせもった合法的な官金私消が行われていったのである。

他方で、金融資本が公信用をつかむ、という事態は、裏がえして言えば、金融資本が貨幣情報を国家的に集中させ、これを独占する現実的根拠を与えたということであり、公債に依拠する投資源泉の開発の過程が、さらにここにとどまらずに、貨幣情報を把握するという事態を生みだすことによって、実質資金・預金操作とならぶ国家資金の操作、すなわち、インフレーションを全般的にはマイルドに進行させることを可能にし、したがってそれは、国民経済管理・構造政策を遂行してゆく前提を作りだす。こうして、軍需産業独占体と金融資本の利害の対立とみえたものは、その内部矛盾を労働者と中小零細企業に転嫁させることによって解決されてゆかざるをえない。

それでは次に、国家の調達統制基準の明確化過程、とくに、財政危機・通貨

危機を背後にもった調達価格の合理的基準での設定の要求と、軍需独占体の官金私消の性格との関連をみておくことにしよう。

III

優先制度と原材料資源の国家による直接的統制の発展と関連して、軍需独占体にとっては、調達と割当を取得することが自己の経営基盤の絶対的要件であるがゆえに、競争能力の拡張をめざして、むしろ積極的に経営合理化を促進していく¹⁷⁾。

それは、もちろん、「緊急工場設備貸付契約 (Emergency Plant Facilities Contract)」や、「復興金融会社 (Reconstruction Finance Corporation)」の子会社である「国防設備会社 (Defense Plant Corporation)——年額1ドルの名目的な賃貸料を払うにすぎない——」などの、政府金融機関、設備に潤沢な合理化資金をあおぎながらの合理化運動であった。

軍需独占体の経営合理化と調達競争にとって、自動車産業の高度な技術的条件、大量生産方式の軍需生産への導入の影響は大きく、例えば、自動車産業の飛行機生産への転換に際してはこのことが顕著であった¹⁸⁾。このような、自動車産業の技術的条件の優位性は、軍需調達価格の引き下げに貢献している¹⁹⁾。

しかし、調達契約の設定基準として、調達価格問題が重大である、との認

17) 国家資金の合理的配分の要請を最も率直に表現した調達統制機構は、「統制物資計画」を軸にした優先割当制度であったと言えよう。この「計画」以前の優先統制は、“Come First”の原則をもっている。一定の枠の設けられた国家資金の配分基準をもたなかったし（「単純な優先制」、「Pオーダー」など）、国家資金の枠が設けられても、軍事計画と効果的にリンクさせ、効率的な経済動員を行うことは困難であった（「生産要求計画」）。一種のプログラム別予算をもつ「統制物資計画」においてはじめて国家資金の合理的配分基準の制度的条件が形成されたといえるのである。

拙稿、優先制度と戦時統制手段の開発、「経済論叢」第110巻第6号参照。

18) 国防諮問委員会生産部長、クヌードセンは、「自動車製造業者協会」の会員を集め、飛行機部品、エンジンの製造を要請した（1940年10月25日）。このとき、フォード社のチャールズ・E・ソレンセンは、飛行機の一貫・大量生産方式を主張し、独自で量産工場を設立し、B-24Sの一貫生産に成功し、在来の飛行機生産に対し、急速な合理化運動を促進させている。

D. M. Nelson, *Arsenal of Democracy, The Story of American War Production*, p. 224.

19) 例えば、GM社のSaginaw Steering Gear Divisionに機関銃の試験的注文をだしたところ、大量生産方式の採用によって、契約価格を、じゅうらい一台について667ドルであったのに、

識がもたれるようになったのは比較的遅かった。

「戦時生産局 (War Production Board)」の調達設定に関する公式基準²⁰⁾でも、遊休設備と労働力の利用を指摘しながら、(1)時間的要因の重視、すなわち生産と政府への製品の引き渡しの迅速化、(2)原材料資源の浪費、特に重要物資の浪費を防ぐ方向での契約設定、(3)その契約の遂行が、企業にとって、より少ない追加的機械装備で済まされるように契約設定を配慮すること、が条件にあげられていただけである。

ところが、1942年の秋になると、戦時生産局のこの基準の中に、労働力不足問題、中小企業問題とならんで、低価格条項が最上位の課題に位置づけられてきたのであり²¹⁾、さらに、1943年には、低価格の条項が、「生産のコストと効果」の相関分析を重視した調達価格条項にまで発展したこと²²⁾がみてとれる。

これは、一つには、財政危機・通貨危機のはねかえりを受けて、調達価格に対する統制要求が強くなったからであり、一つには、1942年の春にかけて、「高価にすぎる価格が広範に支配し」、超過利得取得の事実が明白になってきたからであり²³⁾、さらには、調達価格に対する統制を、「価格統制局 (Office of Price Administration)」による全般的物価統制から除外し、戦時生産局と陸海軍省による「別個の価格政策」を軍需調達のみに適用させようとしたからであ

141. 44ドルにまで引き下げることが可能になった。

D. M. Nelson, *op. cit.*, p. 230.

20) WPB, *Directive No. 2*. (3.3. 1942). U. S. Civilian Production Administration, *Industrial Mobilization For War*, 1947, p. 522.

21) WPB, *Directive No. 2, amended*. (10. 10. 1942) 1. 生産・譲渡の迅速性, 2. 新規機械装備需要の回避, 3. 労働力不足地域の回避, 4. 特殊生産能力の保存, 5. できる限り多くの企業への軍需生産の拡張, 6. 低価格。

22) WPB, *Directive No. 2, amended*. (18. 9. 1943) 1. 生産・譲渡の迅速性, 2. 人的資源への考慮検討, 3. 個々の企業との契約に際してのさらに5つの要件 (a. 生産のコストと効果, b. 特殊生産能力の保存, c. 中小企業との関連, d. 新規機械装備需要の回避, e. 輸送における節約)。

23) すでに「国防強化促進法 (National Defense Expediting Act of 2, July 1940)」は、「コスト・プラス・コストの百分比 (CPPC)」の契約タイプを失効させ、「コスト・プラス・固定利益制」という契約タイプで、みつもりコストの7%を最大限の利益として認めたのであるが、それでもなお超過利得を防止しえなかったのである。

R. Elberton Smith, *The Army and Economic Mobilization*, 1959, p. 220.

る²⁴⁾。

「この(軍需品の)価格上昇の一般化は、多くの方面で、複雑な病弊であるとみられている。他方、戦時産業動員の初期においては、軍需契約に高価格をつけることは、このような状態のもとでの最も望ましい政策であるとみなすものもいた。

それは、急速な戦時産業転換と軍需生産への強力な拒否できない魅力になっているし、同時にそれは、政府がすべての課題に優先して軍備計画を行なうことを裏書きするし、契約者に豊富な財政的援助を与え、遅延のない生産を契約者に約束させる、というものであった。」²⁵⁾

調達価格の統制を、価格統制局の全般的物価統制から除外しようとするこの狙いは、一つには、インフレーション統制との関連で、一つには、調達価格の設定基準をめぐる問題との関連で大きな議論をひきおこした。

価格統制局がインフレーション統制強化のために1942年7月に、「最高価格規制136 (Maximum Price Regulation 136, 1. 7. 1942)」で、ガソリン・蒸気・ディーゼルエンジン、ポンプ、コンプレッサー、ラジオ、レーダー設備についてこれらを全般的な最高価格規制下におき、さらに飛行機産業、戦車産業における賃金率などにも統制を広げようとした時、陸軍省はこれに強硬な反対意見を述べたことがある。それは、軍需物資の価格は、間接的にしかインフレーション

24) 軍需契約の価格統制を一般的物価統制の中で行うか否かについては、当初から議論され、1941年12月19日に陸軍長官・海軍長官は、議会に対し、軍需契約については価格統制局の統制から除外することを要請している。しかし、1942年1月30日の「緊急価格統制法 (Emergency Price Control Act)」では、軍需物資にも例外なく価格統制局による最高価格規制に従わせる権限が決められた。ところが、価格統制局が同年4月28日に発表した「最高価格規制 (General Maximum Price Regulation)」では「アメリカ政府による購入財・サービスについては、個々の価格規制について別に定める範囲まで除外」することが発表され、5月13日の「補充規制第4号 (Supplementary Regulation 4)」の中で、最高価格規制から除外される軍需物資の一覧が作成された。さらに、「最高価格規制157 (Maximum Price Regulation 157, 3. 6. 1942)」によって、最高価格規制下にある軍需物資についても、「軍需生産の特殊性」を考慮して価格上昇をさせうることを承認している。

こうして、軍需調達価格については、価格統制局が、その他の物価とともに一律に統制をする必要はない、という見解が広まり、1942年の半ばから、終戦にかけて、価格統制局の最高価格規制下に入った陸軍省契約は、全体の35% (ドル価格) という水準にとどまることになった。

25) R. E. Smith *op. cit.*, p. 225.

ンに対する影響を及ぼさない、ということであり、政府のみが購入する調達価格は、生計費に入りこまないのであり、調達価格によるインフレーションへの影響を考えるとすれば、それは、超過の利潤・賃金の超過支払を通じてである。しかし、超過利潤は、契約設定時の再商議で政府に回収されるし、インフレ的な賃金は、賃金統制一般で行えばよい、という意見であった。

価格統制局長官は、この陸軍省の反対意見をうけて、9月に声明を発表し、「今後、直接的に軍需物資としての性格に入るものは、最高価格規制の影響からはずす」ことに同意している²⁶⁾。

これらの経過は、一般消費財と軍需物資を区別し、前者における低価格と後者における高価格を保障する水路を開くものであり、軍需独占体に対する優遇された差別価格制度をきざぎざ、価格構造を通じる産業再編成を推進するインフレーション管理を可能にしていく条件をつくったことを示している。

それでは、差別された調達価格体系を構築する基準は何であったのか、この点を次に明らかにしよう。

「周到な価格での軍需物資の購入——生産上昇と効率的な操業を干渉するような高価格・低価格でなく、この両者を刺激するような公正で正当な価格での——、正当な価格政策を適用され、これに付随するリスクを負った効率の高い生産者に対しては、再商議過程において、これを保障する利潤を保有せしめること、こうして平時生産のリスクとは本質的に調和しない戦時生産のリスクを償うこと」²⁷⁾これが調達基準に関する調達機関の基本的見解であった。

ここに言う「公正で正当な価格」という規定はきわめてあいまいであり、さらにもう少し立ちいって検討してみなければならない。

軍需調達による超過利潤の統制、もしくは制限は、法人所得税、超過利得税の課税によるよりも、契約時の調達価格の統制、すなわち「再商議 (Renegotiation)」によることに重点がおかれ、調達価格の統制は、普通ここで厳格化され

26) *Ibid.*, pp. 400-410.

27) Army Service Forces Manual, M. 601, *Pricing in War Contracts*, pp. 1-2.

第5表 公正価格への報酬（同一コストの三会社についての仮定上の再商議）

項 目	A 会 社	B 会 社	C 会 社
販 売 価 格	150,000ドル	120,000ドル	100,000ドル
コ ス ト	90,000	90,000	90,000
純利益	60,000	30,000	10,000
再商議による回収	54,000	21,000	0
回収後の純利益	6,000	9,000	10,000
パーセント			
利益—販売価格比			
再商議による回収前	40	25	10
// 回収後	4	7.5	10
利益—商議後販売高比（回収後）	6.25	9.09	10
回収された利益の比率（%）	90	70	0

（注） A. B. C 三社が、同一商品を政府に販売するが、販売価格が相違している場合を仮定している。

（出所） R. E. Smith, *The Army and Economic Mobilization*, p. 383. Illustration reproduced from page 48, Exhibit 30, *History of Ordnance Price Policy*.

たと言われている。したがってこの問題については、再商議過程における「公正で正当な価格」の条件と、その具体的な処理をみておくことが便利である。

1943年の「再商議法 (Renegotiation Act of 1943, (A) (a) 403)」の規定にしたがえばその条件とは、

- (イ) 生産量ならびに品質、コストの低減、原材料・装置・労働力の使用における経済性、などに関する契約者の能力
- (ロ) 戦前における平均的な利潤、戦時と平時における生産の比較、などによるコストと利潤の正当性の検討
- (ハ) 政府資本と当該私的資本の投下比率、ならびに、その実際価格
- (ニ) 企業の戦時リスク
- (ホ) 技術援助などを行なう、政府ならびに他の契約者に対して貢献しているかどうか、貢献度もしくは貢献できる性格
- (ヘ) 製造技術の複雑さ、などの当該企業の性格、ならびに下請の範囲と性格、

第6表 第二次大戦期の陸軍省契約（固定価格制と CPFF 制の対比）

単位百万ドル（ ）はパーセント

時 期	総 契 約		うち1,000万ドル以上の契約			
	数 量	価 額	総 数		C P F F 制	
			数 量	価 額	数 量	価 額
総 計	92,871 (100)	114,241 (100)	1,490 (1.6)	70,526 (61.7)	471 (0.5)	32,890 (28.8)
1940年1月～ 1941年12月	11,258 (100)	14,928 (100)	270 (2.4)	10,039 (67.4)	113 (1.0)	5,461 (36.7)
1942年 1月～ 6月	13,200 (100)	23,103 (100)	287 (2.2)	15,854 (68.6)	99 (0.7)	8,048 (34.8)
7月～12月	15,386 (100)	18,792 (100)	244 (1.6)	12,169 (64.7)	72 (0.5)	5,163 (27.5)
1943年 1月～ 6月	14,546 (100)	17,944 (100)	257 (1.8)	11,774 (65.8)	69 (0.5)	4,962 (27.7)
7月～12月	11,613 (100)	12,642 (100)	185 (1.6)	7,572 (60.1)	52 (0.5)	3,552 (28.2)
1944年 1月～ 6月	13,209 (100)	16,908 (100)	186 (1.4)	11,026 (65.2)	46 (0.3)	4,792 (28.4)
7月～12月	13,709 (100)	9,924 (100)	61 (0.4)	2,092 (21.1)	30 (0.2)	917 (9.2)

(注) 50,000ドル以下の契約ならびに、維持費、建設施設関係は含まれていない。

(出所) R. E. Smith, *The Army and Economic Mobilization*, p. 290.

取引率

であったが、議会では、これらの項目相互の相対的重点は決めず、実際の判断は、「戦時契約価格調整局 (War Contracts Price Adjustment Board)」にまかしたのである。

価格調整局は、實際上、私的独占に対し戦前の利潤を保障するとともに、これと「ひきかえ」に、コストの低減、合理化、労働強化の促進を要求すること、をその主要な任務としていたといえる。

この再商議にあたって、調達価格の設定の仕方には二とりの方法が行われ、一つは「コスト・プラス・固定利益制 (Cost Plus Fixed Fee)」であり、他の一つは「固定価格制 (Fixed Price)」であった。ここでは、この「コスト・プラス・固定利益制」と「固定価格制」の相異と問題点にふれるわけにはいかない

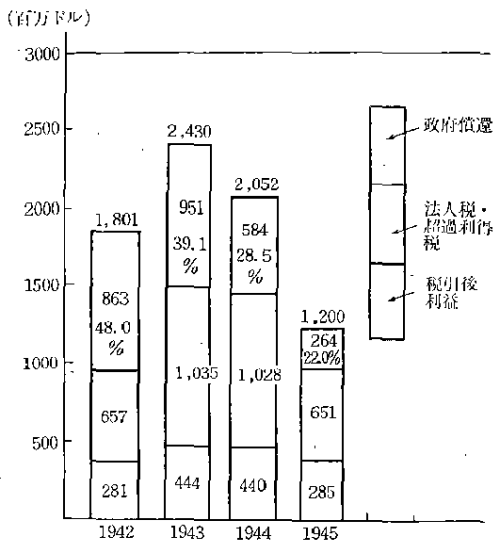
が、いづれも、一旦決められた調達価格を、戦時契約価格調整局が再商議することには変わりにはなかった²⁸⁾。このことによって、たてまえ上は、価格引き下げを契約者に要請し、契約者がこれを吞まない場合は、契約の破棄を行なうか、あるいは、一方的に調整局の判断した調達価格に修正するか、によって、経営合理化を調達価格の再調整過程を導入することで迫るものであった²⁹⁾。

その結果は、第7表に示されるような利潤の按分比率（再商議による政府への償還分35%，法人税・超過利得税45%，税引後法人利益20%）

で示されている。そして軍需産業の利益率は、「固定価格制の場合は税引前8.8%，税引後は3.5%で、「コスト・プラス・固定利益制」の場合は、税引前4.6%，税引後1.4%となり、両者の平均税引後利益率は2.4%となり、これは、1936—1939基準年度の利益率とほぼ等しいものと計算されている。

しかし、仮に利益率の同一性と言っても、注意しなければならない点がいくつかある。

第7表 再商議・課税による政府回収
(海軍契約、CPFF・FP制、艦造の場合)



(出所) N. C. Parkin, "Control of War Contract Profit," *Harvard Business Review*, Vol. 24 (1948) p. 236.

28) 陸軍省の調達価格政策の理念の検討がすすめられ、1942年末には、Tryon Statement として定式化されるのであるが、ここで述べられている最良の調達価格統制手段 (purchase control) は、固定価格制の適用であり、「正確なコスト分析と、正しい評価にもとづいて適切に調整された『固定価格制』であった。しかし、コスト分析そのものが極めて困難で、価格調整局は565万ドルの行政費用をあてて調整するのであるが、契約者は、「実際のコストより10~50%も高く算定するものである。それは何も彼らが誤魔化したり、計算を誤っているわけではなく、単価コストの評価は、大きく経験的判断に委されているからである」(R. E. Smith, *op. cit.*, p. 405)と述べざるをえないという実情であった。

29) 海軍省の再商議件数24,049件のうち、23.7%が商議ぬきに認可され、51.3%が聴き取りもう

それは、国家に支えられた軍需調達による利益率は、それ自体、きわめて安定した市場的性格をもっていること、利益率が同一であっても、生産力水準、生産設備の稼働率が基準年次とは比較にならぬ高水準にあること、さらには、優先された軍需生産のため、国家からの金融的援助や特別減免税措置を取得し、私的独占の自己資本比で比較するならば、極めて高い利益率としてあらわれるだろう、などである。さらに、一番重要なのは、「再商議法」の規定にもあるように、私的独占は軍需調達を媒介に、合理化運動を要請され、これをなす限りでは、私的独占の合理化が進展し、こうして、国家に補強された、強力な競争力を取得していったことであり、このことは看過することのできない経過をなしている。

第8表 工場の規模別の主契約の裁定額：1943—1945、陸軍省について、契約価額が10,000ドルを超過するもの

機 関	年次	工場の規模別契約価額 (百万ドル)			工場の規模別、パーセント		
		総 計	雇用500人以上	500人以下	総 計	雇用500人以上	500人以下
陸軍省一総 計	1943	35.3	30.9	4.4	100	87.4	12.6
	1944	24.8	19.8	5.0	100	80.0	20.0
	1945	17.2	12.5	4.7	100	72.6	27.4
陸軍省 補給隊	1943	18.7	14.7	4.0	100	78.6	21.4
	1944	16.9	12.3	4.6	100	72.9	27.1
	1945	14.8	10.5	4.3	100	71.0	29.0
陸 軍 航空隊	1943	16.6	16.2	0.4	100	97.6	2.4
	1944	7.9	7.5	0.4	100	95.0	5.0
	1945	2.4	2.0	0.4	100	83.1	16.9
経 理 部	1943	3.2	1.6	1.6	100	51.0	49.0
	1944	4.5	2.3	2.2	100	51.0	49.0
	1945	4.5	2.2	2.3	100	48.0	52.0

(出所) R. E. Smith, *The Army and Economic Mobilization*, p. 433.

けずにキャンセルされ、23.2%は、調整局と契約者の「双方の同意」で再商議され、1.8%は調整局の一方的判断で修正価格が決定された。

Norman C. Parkin, "Controls of war Contract Profit," *Harvard Business Review*, Vol. 24, 1948, p. 232.

また、軍需独占体は、第8表にみるように、調達価格の大半を獲得し、非優先生産部門ならびに政府契約にありつけない中小零細部門を統轄し圧殺する権限をも取得し、私的独占の合理化とならんで、中小零細部門の圧殺、あるいは下請再編成・系列化をも容易にしたのである。

IV

S. E. ハリスは、国民所得が1939年から1944年までに、870億ドル(123%)増加したのに、消費支出は、同時期に350億ドル(54%)増加したにすぎなかったこと、この可処分所得と民需財のギャップ、過剰購買力=過剰通貨にインフレーション圧力の原因がある、と説明している³⁰⁾。

そこから彼は、国家による戦時分配統制、価格統制の強化、労働強化、合理化、賃金統制、さらには貯蓄奨励を、インフレーション防止の方策として強調するのであるが、この見解は、すでに小論で述べてきたことから明らかなように軍需品の差別的調達価格体系を前提にした国家による構造政策の展開、独占の発展の不均衡性と、財政危機と通貨危機、これに起因し、これとともに進行するインフレーションに事態の本質を定めない見解である。それは逆に、インフレーション統制と称して、労働強化、賃金統制を強行させ、貯蓄奨励³¹⁾による労働者の個人財産の貨幣化によってこれを軍需生産の資金として動員することを期待し、あるいは、個人財産の貨幣化とインフレーションとを結合させてこの価値喪失をはかり、さらに一般的には、消費財・消費統制をめざした戦時物価統制体系の構築によって、軍需調達価格体系とならんで、価格構造を通じる産業再編成を意図せしめる見解である。

第9表をみてもわかるように、軍事支出の急増に伴ない、1941年の後半から、

30) Seymour E. Harris, *Price and Related Controls in the United States*, 1945, p. 1.

31) S. E. ハリスの同書によれば、総個人貯蓄は、1939年の141億ドルから、1943年の527億ドルへと急増している。

なおインフレーション管理の重要性を指摘し、貯蓄奨励を戦時統制手段の有効な武器とみなした代表的見解は、J. M. Keynes の *How to Pay for the War*, 1940, にみられる。

第9表 生計費指数 (1935—39=100)

	1940年	1941年	1942年	1942年9月	1943年1月	1943年11月
(総 計)	100.2	105.2	116.5	117.8	120.7	124.1
衣 料 費…	101.7	106.3	124.2	125.8	126.0	133.0
食 費…	96.6	105.5	123.9	126.6	133.0	137.3
光 熱 費…	99.7	102.2	105.4	106.2	107.3	108.0
家具・調度…	100.5	107.3	122.2	123.6	123.8	126.5
家 賃…	104.6	106.2	108.5	108.0	108.0	108.0
そ の 他…	101.1	104.0	110.9	111.4	113.2	117.7

(出所) “The American Economy in 1943,” *Survey of Current Business*, January 1944, p. 15.

インフレーション圧力が全般的性格をもって強まってきた³²⁾。ここから、1942年4月には価格統制局による「最高価格規制」で、天井価格による統制が行われ、10月には、「経済安定法 (The Stabilization Act of October, 1942)」が制定され、賃金・物価の9月15日現在での価格への釘付けが強行され、戦時物価体系が徐々に形成されてくるのである。

ところがここで注目しておきたいのは、S. E. ハリスの見解にも示されているように、財政危機と通貨危機の発展とともにひきおこされるインフレーションが、逆に貨幣情報を国家に集中させ、これを独占させうる現実的根拠を与えたことであり、国家と私的独占が、この貨幣情報を握ることによって、構造政策や所得政策への新たな道を開いたことである。すなわち、じゅうらい、国家による私的独占の競争の組織化としてあらわれた問題が、こんどは貨幣情報の独占という新たな前提のもとに、国家による国民経済合理化としてあらわれてくる、ということを示しているのである。

このように考えれば、軍事経済化(生産力拡充)に伴う財政・通貨危機、インフレーションの進行、という事態は、戦時における国家独占資本主義の本質に根ざしていること、すなわち、これらの経緯自体がむしろすでに国家独占の統制手段に転化しており、一方では、私的独占に利潤の確保を行わせ(官私混同)

32) Donald H. Wallace, “Development of Price Control and Transition Price Problems,” Seymour E. Harris edited, *Economic Reconstruction*, 1954, p. 196.

ながらも「企業合理化」運動の「強要」手段となり、調達契約をめぐる競争の中で、下請・系列化などの産業再編・集中が進行すること。他方では、差別的物価体系、価格管理を通じて、労働力流動性の昂揚なども含んだ構造政策遂行の強力な武器となり、こうして、産業配置と労働力配置の急速な転換がはかられていくということを示している、のではないか、と考えられるのである。

結論的にいえば、戦時経済において、独占体による生産力の発展と、インフレーションの進行は、むしろ併行的に進みうるのであって、一方的な生産力崩壊論や、一面的な「生産力や総需要の必要からする」独占利潤の制限説などは、いずれも当時のアメリカ経済の現象の一部をいいあてていても、その本質的内容を充分つかみきっていないのではなかろうか。そしてこれこそが小論の核心なのである。